

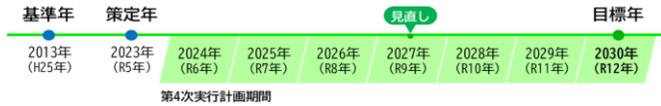
### 1. 計画の目的

地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づき、本市の事務事業に関し、温室効果ガスの排出抑制等の措置を講ずることにより、地方公共団体として地球温暖化対策の推進を図るため、「第4次八幡浜市地球温暖化対策実行計画」を策定します。

### 2. 計画の期間

基準年度：2013年度（平成25年度）

計画期間：2024年度（令和6年度）～2030年度（令和12年度）



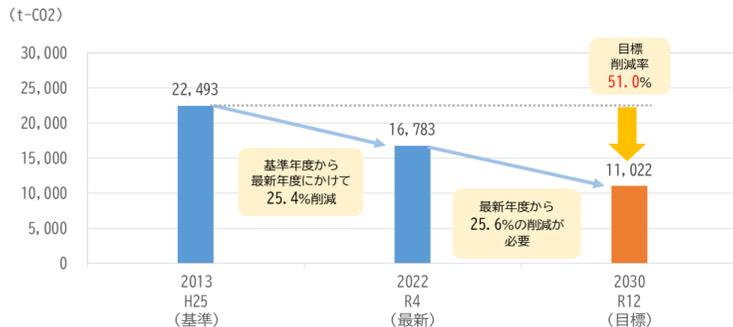
### 3. 計画の対象範囲

- ・本市が管理するすべての事務事業
- ・二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類

### 4. 削減目標

項目	基準値 (基準年度：2013年度)	目標値 (目標年度：2030年度)
温室効果ガス総排出量 (二酸化炭素換算)	22,493 t-CO <sub>2</sub>	11,022 t-CO <sub>2</sub> (51%削減)

### 5. 排出量の推移



### 6. 基本方針と基本施策

#### 基本方針

#### I 公共施設における低炭素化の実現

- (1) 省エネルギー対策の徹底（省エネ改修、省エネ機器、省エネ診断）
- (2) 建築物のZEB化の推進【重点】
- (3) 木材利用の推進
- (4) 建築に当たっての環境配慮の実施
- (5) 電動車の導入【重点】
- (6) LED照明の導入【重点】
- (7) 再生可能エネルギー電力調達の推進【重点】

#### 基本施策

#### II 再生可能エネルギー導入の推進

- (1) 太陽光発電の最大限の導入【重点】
- (2) 蓄電池等の活用
- (3) 地中熱システム等の再生可能エネルギー熱の活用

#### III 廃棄物等 その他対策の推進

- (1) 廃棄物焼却量の削減
- (2) 廃棄物の3R+Renewable【重点】
- (3) 市主催のイベントの実施に伴う温室効果ガスの排出等の抑制
- (4) 自動車利用の抑制等
- (5) その他取組

#### IV 職員の意識改革と率先行動の実行

- (1) ワークライフバランスの確保
- (2) 職員に対する研修等及び脱炭素型ライフスタイルの奨励

### 7. 推進及び点検・評価

八幡浜市地球温暖化対策実行計画推進委員会（庁内組織）を中心に、PDCAサイクルにより、総合的かつ効果的に推進します。